

宮津市ビジネス振興補助金

創業や業種転換等
チャレンジするあなたを応援します



対象者等	令和5年4月1日～令和6年1月31日に、次の事業を開業する事業者		
	① 新規創業 ② 移住を伴う事業所の移転 ③ 業種転換（既存事業とは異なる事業を開始する） ④ 店舗拡充（既存の店舗等に加え、同じ事業で新たな店舗を開く） ⑤ 設備整備（建物改修・機械購入等）を伴う新たなものづくり 市内農林水産物等の地域資源を活用した商品開発を行う ※ 市税を滞納している場合等、不支給になる要件があります。		
	◆本補助金は次の2つの補助金から構成されます。どちらの補助金に該当するかは、事業内容や審査会での評価等に応じ、市で決定します。なお、同じ事業者が複数件申し出ることとはできません。		
	補助金名	予算額	対象事業
	チャレンジおうえん補助金	5,000千円	①～⑤の事業のうち、特に支援が必要と認めるもの （独自性の高い事業や、複数事業者連携推奨）
	創業等支援事業補助金	5,000千円	①～④の事業
補助率	1 / 2 以内 ※消費税を除いた額、1万円未満切り捨て		
補助上限額	チャレンジおうえん補助金	250万円	
	創業等支援事業補助金	50万円 または 150万円（空き家等を活用する場合） ※活用する空き家等の取得日、所有者に条件があります。	
募集期間	令和5年6月1日(木)～7月31日(月)		
審査会	補助金は、有識者等で構成する審査会における評価を参考に、予算の範囲内で優れた事業から順に採択します。 裏面もご覧ください →		

※ビジネス振興補助金は「チャレンジおうえん補助金」「創業等支援事業補助金」の総称です。

審査申出書送付
相談・問合せ

宮津市 商工観光課 商工係 (TEL : 0772-45-1663)
〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1 (別館1階)
Mail : s-suisin@city.miyazu.kyoto.jp

※審査申出書等の様式は市HP (QRコード参照) の他、当課窓口及び宮津商工会議所に配架しています。



新たな事業を行うにあたり必要となった経費

(令和5年4月1日～開業するまでに発生したもの)

対象経費

<対象外経費>

- 運営に係る経費 (人件費・単価3万円未満の備品購入費・消耗品費等)
※ ただし、対象事業実施に向けての技術習得等研修経費、コンサルティング経費は対象とします。
- 対象事業と直接関連がない経費、内容・支払いが確認できない経費
- 使用目的が対象事業に限定できない経費 等

審査会予定日：8月下旬

申出内容を提出者から聴取するため、審査会では申出者によるプレゼン(5分程度)、質疑応答(25分程度)を行っていただきます。

審査会

<審査会での評価ポイント>

- 事業の実現性
運営体制・収支見通し・販売戦略等の計画は確かか
(当該事業に融資を利用している場合や、審査会の時点で既に開業している場合は加点)
- 事業者の適正
事業実施にあたって十分な知識・ノウハウを有し、継続的に運営できるか
- 波及効果
周辺地域、他事業者等にも好影響を与える仕組みがあるか。地元発注に努めているか。
- 書面のわかりやすさ
事業計画がしっかりと読みとれる書面(計画等)が作成されているか

<チャレンジ応援補助金については、さらに別の項目での評価を行います>

○チャレンジの度合い

事業(業種)の新規性、または提出者にとっての新規性は認められるか
(単なる取引でなく、複数の事業者が連携した事業は加点されます。)

提出書類等

審査を申し出る方は、下記の書類を作成し提出してください。
同意・宣誓書に印字した場合を除き、押印・訂正印は不要です。

審査申出

- ・令和5年度 宮津市ビジネス振興補助金 審査申出書(様式第1号)
- ・商品概要説明書(別紙1-1)(2ページ)
- ・事業計画書(別紙1-2)(2ページ)
- ・収支予算書(別紙1-3)

複数の事業者と連携する場合、以下2点の書類を全員分提出してください。

- ・同意・宣誓書(別紙1-4)(代表者の方の署名または押印が必要)
- ・履歴書(別紙1-5)(個人の場合)または
団体等に関する概要書(別紙1-6)及び履歴事項全部証明書(法人の場合)

その他添付資料(事業の内容に合わせて提出してください)

- ・対象経費の見積書の写し及び備品等の資料(カタログ等)
- ・建物の外観イメージ(建物を新築・外観を改修する場合)
- ・工事場所の現状写真、図面の写し(建物を新築・改修する場合)
- ・空き家等建物の所有関係が確認できる書類等(補助金上限を加算する場合)
- ・融資内容が確認できる書類の写し(当該事業で融資を受けている場合)
- ・連携の内容を定めた書面(覚書等)(複数事業者で連携する事業の場合)

その他注意点等

本補助金の審査に際しては、事業計画の実効性が求められます。商工会議所・金融機関等の認定支援機関による専門的な経営指導を受けた後に審査申出を行っていただくことをお勧めします。